

# 一般財団法人愛媛県柔道協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人愛媛県柔道協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を愛媛県内の必要の地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛媛県下の柔道の普及振興を図ることにより、愛媛県民の間に柔道精神を養い、あわせて県民の体位向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本県柔道の普及振興に関する研究及び調査、計画の策定
- (2) 本県柔道の普及振興に関する各種事業の開催及び助成
- (3) 全国大会及び四国大会等への本県代表選手の選考及び派遣
- (4) 本協会登録者の柔道段級位の審査
- (5) 柔道に関する講習会、研修会の開催及び指導者の養成
- (6) 功労や功績のあった団体及び個人の表彰
- (7) 本県柔道の普及振興に関する情報の発信、共有及び保存
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛媛県において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合に

は、あらかじめ理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産は、会長が管理及び運用し、その方法は、理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 理事会及び評議員会は、評議員候補者をそれぞれ評議員選定委員会に推薦することができる。
  - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項ほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴
    - (2) 当該候補者を候補者とした理由
    - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
    - (4) 当該候補者の兼職状況
  - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
  - 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
    - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
  - 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
  - 10 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。
  - 11 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
  - 12 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
    - (1) 評議員のうち、評議員のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族、その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、評議員の総数の3分の

1 を超えないものであること。

- (2) 他の同一の団体の評議員又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である評議員の合計数は、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第11条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事及び監事並びに評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第19条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づ

き会長が招集する。

2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員

の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上がこれに署名捺印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事15名以上20名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、理事長及び副理事長をもって同法第91条第2項の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、評議員会の決議によって選任する。

4 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、理事長及び副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長、理事長及び副理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第31条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の場合においては、評議員会の議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特殊な職務を執行した役員には、その対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事及び監事並びに評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

#### (名誉会長)

第33条 この法人に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の決議をもって選任する。

3 名誉会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 名誉会長は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問、相談役及び参与)

第34条 この法人に顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会において選任する。
- 3 顧問、相談役及び参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 5 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問にこたえ、理事会に出席し意見を述べるることができる。

## 第7章 理事会

(設置)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び理事長の選定及び解職

(開催)

第37条 理事会は、通常理事会として毎事業年度開始の日の前日までに1回、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事会の開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、業務執行理事より選出しこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事



の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第8章 専門委員会

(専門委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は、理事会が選任し、会長が委嘱する。

3 専門委員の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 加盟団体

(加盟団体)

第47条 この法人は、次に掲げるもののうち、この法人の主旨に賛同した団体を加盟団体とすることができる。

- (1) 県内各市町において柔道の普及に努めている団体
- (2) 学校を代表する県単位の団体
- (3) 警察柔道を代表する県単位の団体
- (4) 各職域及び大学等において柔道の普及に努めている団体

(加盟)

第48条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、理事会の承認を経て加盟することができる。

(分担金)

第49条 加盟団体は、理事会において別に定める額の分担金を毎年納入しなければならない。

- 2 一度納めた分担金は、返還しない。

(脱退等)

第50条 加盟団体が、この法人から脱退しようとするときは、その理由を付して会長に脱退届けを提出しなければならない。

- 2 加盟団体が、第47条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又はこの法人の加盟団体として不相当と認めるにいたったときは、理事会の同意を経て、これを脱退させることができる。

## 第11章 会 員

(会員)

第51条 この法人は、次の掲げる者を会員とする。

- (1) 加盟団体に所属する者
- (2) 加盟団体に所属していない個人で、この法人の主旨に賛同する者

(個人登録)

第52条 会員は、理事会において、別に定めるところにより、個人登録をしなければならない。

(登録金)

第53条 会員は、理事会において、別に定める額の登録金を毎年納入しなければならない。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第55条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

## 第13章 公告の方法

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第14章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散と登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

(理事)

山本 保弘	長野 敏秀	宇佐美篤志	棟田 利幸	大西 誠
畦 英二	藤田 弘之	赤間 孝	田窪 時夫	河野 誠司
森岡 松久	山本 貴弘	平山 力	河野 賢嗣	芝 豊
増本 敬	梶谷 宗範	山口 奈美	吉本謙一郎	永野 彰子

(監事)

荒井 良昭	伊藤 彰規
-------	-------

4 この法人の最初の会長は河野 賢嗣とする。

5 この法人の最初の副会長は大西 誠、平山 力とする。

6 この法人の最初の理事長は山口 奈美とする。

7 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

入山 元彦	小川 宗穂	山口 米雄	渡邊 章	立花 祐二
川上 進	坂山 憲史	西崎 徹	河野 和彦	土居 辰雄
久保 玄次	阿部 克彦	宮崎 節夫	横山 勝志	